

議案第 1 2 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市介護認定審査会の委員の定数を変更するため、君津市介護保険条例（平成 1 2 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「20人」を「30人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 君津市介護認定審査会の委員の定数は、<u>30</u>人以内とする。</p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 君津市介護認定審査会の委員の定数は、<u>20</u>人以内とする。</p>